参　考　資　料

第９６号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立小野原多世代地域交流センター）・・・・　2

第９７号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立箕面文化・交流センター）・・・・・・・・・・　16

第９８号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立老人いこいの家）・・・・・・・・・・・・・・・・・　37

第９９号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立老人いこいの家）・・・・・・・・・・・・・・・・・　53

第１００号議案　指定管理者の指定の件（箕面市立駐車場）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69

箕　面　市

箕面市立小野原多世代地域交流センターの管理運営に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と公益社団法人箕面市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、箕面市立小野原多世代地域交流センター（以下「センター」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立小野原多世代地域交流センター条例（以下「条例」という。）及び箕面市立小野原多世代地域交流センター条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、センターの管理運営に関し、次のとおり協定を締結する。

第１章　総　則

（指定管理者の責務）

第１条　乙は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規程並びにこの協定に定めるところに従い、信義に従い、誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第２条　乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（１）名　　称　箕面市立小野原多世代地域交流センター
（２）位　　置　箕面市小野原東六丁目１５番４６号
（３）施設構造　鉄骨造　地上１階建
（４）施設面積　敷地面積　1,200.06㎡
　　延面積　　429.32㎡
（５）施設内容　ホール・ロビー、事務室
　　プレイルーム
　　会議室１・２・３
　　倉庫、赤ちゃんの駅、湯沸室
　　便所・多目的幼児便所
　　その他附帯設備（デッキ、駐車場、植栽等）

２　乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

（指定期間等）

第３条　乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

２　指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　業務の範囲

（業務の範囲等）

第４条　乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）条例第３条第２項第１号及び第２号に定める業務

（２）甲及び甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

（３）災害時の対応に関する業務

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

２　前項の業務（以下単に「業務」という。）は、別に定める業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い行うものとする。

３　甲及び乙は、仕様書の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、仕様書の一部を改正することができる。

（第三者への委託）

第５条　乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（自主事業）

第６条　乙は、業務の実施を妨げない範囲において、条例の趣旨を踏まえた事業内容で自主事業を実施することができる。

２　自主事業の実施に際しては、乙は、あらかじめ甲に事業計画を提出し、甲に承認されたものについてのみ実施することができる。

３　乙は、自主事業を実施したときは、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。

第３章　業務の実施

（業務の実施）

第７条　乙は、関係法令等のほか、第１６条第１項に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（緊急時の対応）

第８条　乙は、災害等の緊急事態が生じたとき又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲及び関係機関にその旨を連絡しなければならない。

２　乙は、緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものと

する。
３　乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより箕面市が災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。
４　大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成２４年箕面市条例第１号）第５条の規定により特別対応の宣言がなされたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）
第９条　乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成１９年箕面市訓令第５４号）第５条第１項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
２　乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第７条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
３　その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）
第１０条　乙は、箕面市情報公開条例（平成１７年箕面市条例第２号）の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
２　乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。
３　甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるものとする。
４　乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。
５　乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報等の取扱い）
第１１条　乙及び乙の従事者は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するとともに箕面市の保有

する個人情報等保護管理要綱（令和５年訓達第１３号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和５年訓令第２９号）を準用すること。

２　乙は、条例第１７条の規定を遵守するとともに、別紙２「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙及び乙の従事者（退職者も含む）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第１７６条、第１８０条及び第１８３条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

（労働安全の確保）

第１２条　乙は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、同施行令（昭和４７年政令第３１８号）、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第４章　備品等の扱い

（甲による備品の貸与）

第１３条　甲は、別途作成する「貸与備品台帳」に記載する備品を、乙に無償で貸与するものとする。

２　乙は、甲から貸与された備品を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品の帰属）

第１４条　前条第１項の備品は、甲に帰属する。

２　乙は、指定期間中、前条第１項の備品は業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品に係る権利を譲渡し、又は当該備品を貸与してはならない。

（乙による備品の購入）

第１５条　乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

２　乙が購入した備品は、乙に帰属するものとし、第１３条第１項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出等）

第１６条　乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（１）事業計画

（２）収支計画

（３）施設、附属設備等の維持管理計画（改修計画）

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの。

２　甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲乙協議により決定するものとする。

（業務報告書等の提出）

第１７条　乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月１０日までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎年度終了後６０日（指定管理者の指定を取り消された場合にあって

は、その取り消された日から６０日）以内に、法第２４４条の２第７項の規定により、当該年度におけるセンターの利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第１８条　甲は、前条の規定により乙が提出した事業報告書により乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する確認のほか、法第２４４条の２第１０項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。

３　乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的理由がある場合を除いてそれに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第１９条　甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が仕様書の内容を満たしていないと認めるときは、法第２４４条の２第１０項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

２　甲は、乙が第２１条第２項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

３　乙は、前２項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第２０条　乙は、規則第３条に定めるもののほか、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第５条の規定により甲に届け出なければならない。

（１）事務所、事業所又は営業地の所在地

（２）管理運営業務に関する規程等

（３）非常時の体制

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

（評価の実施）

第２１条　乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

（１）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

（２）利用者の意見等を聴取するための意見交換会への出席

（３）評価の実施に必要な資料の作成

（４）評価の実施時における説明

（５）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

２　乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第６章　指定管理料及び利用料金等

（指定管理料）

第２２条　甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加算した金額を、乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が仕様書の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期　　間	指定管理料
令和 ９ 年４月１日　から　令和１０年３月３１日	５,５５０,０００円
令和１０年４月１日　から　令和１１年３月３１日	５,６９６,０００円
令和１１年４月１日　から　令和１２年３月３１日	５,８１３,０００円
令和１２年４月１日　から　令和１３年３月３１日	６,００４,０００円
令和１３年４月１日　から　令和１４年３月３１日	６,１８３,０００円
合　　計	２９,２４６,０００円

備考　ただし、千円未満については四捨五入するものとする。

２　甲は、第２７条第１項の規定により乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第１８条の規定により乙がセンターの施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が仕様書の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

３　前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第２３条　甲は、指定管理料について、乙の請求により、毎年４月に支払うものとする。

２　条例第７条第１項ただし書の規定によりセンターの閉館時間を早めた場合、前条第２項の規定により減額する場合、第３０条の規定により業務の一部の実施を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

（未収利用料金）

第２４条　指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

（自主事業の料金）

第２５条　乙は、第６条に定める自主事業において料金を得ることができる。

２　乙は、前項の料金の額を第６条第２項に規定する事業計画に記載し、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

第７章　損害賠償及び不測事態

（リスクの分担）

第２６条　センターの管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定書に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」のとおりとする。

２　前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

（損害賠償等）

第２７条　乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

２　前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

３　甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（不測事態発生時の対応）

第２８条　乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用負担等）

第２９条　乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不測事態の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第３０条　前条第２項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

第８章　指定期間満了前の指定の取消し等

（指定の取消し等）

第３１条　甲は、乙が第１９条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第２４４条の２第１１項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

２　指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

（乙による指定の取消しの申出）

第３２条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の１年以上前までに、甲に申し出なければならない。

２　前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第３３条　甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　前項の協議の結果、甲及び乙がやむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

（指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い）

第３４条　第３１条から第３３条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、甲は、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第９章　指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第３５条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第６条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

（備品の取扱い）

第３６条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第６条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品の取り扱いについては、次のとおりとする。

（１）　乙は、第１３条に定める備品については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

（２）　第１５条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定するものに対して引継ぎを行うことができるものとする。

第１０章　その他

（権利、義務の譲渡の禁止）

第３７条　乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（協定の変更）

第３８条　業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第３９条　この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき、若しくはこの協定書締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（裁判管轄）

第４０条　この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（協定の効力）

第４１条　この協定書は箕面市議会の可決を得て、効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年１０月１６日

甲　　箕面市西小路四丁目６番１号

箕面市長　原　田　亮印

乙　　箕面市稲一丁目１１番２号

公益社団法人箕面市シルバー人材センター

理事長　黒　山　伊　佐　夫㊞

【別紙】（第１１条関係）

指定管理者における個人情報保護の取扱いに関する事項

１　乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

３　乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。

４　乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製してはならない。

５　乙は、指定管理業務に従事する者に対し、保護条例及び個人情報保護に関する法律その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

６　本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。

７　乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

８　乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、甲は乙に当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

【別紙】（第２６条関係）

リスク分担表

分　類	項　目	リスク負担		
		指定管理者	市	協議事項
法令改正（※１）	法令改正等に伴う施設改修等の必要の発生		○	
物価変動	指定管理開始後のインフレ又はデフレ			○
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張			○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況の発生	○		
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○		
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷	○		
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（※２）（※３）			○
	運営･維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）	○		
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）		○	
	施設の大規模（建物構造に係る箇所）な改修・修理（※３）（※４）		○	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害（※５）	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う使用者及び入館者への損害（※２）			○
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク	○		
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故、火災等に伴う臨時休館等の運営リスク（※２）			○
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延			○
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○		
	不可抗力による事業の中止・遅延（※６）			○
その他	指定管理者の事業放棄・破綻	○		
	必要な資金の確保	○		
	金利の変更	○		
	管理業務開始前の準備行為及び業務終了後の引継に関する費用	○		

（※１）各種税法を除く。
（※２）不可抗力によるものを含む。
（※３）１件当たり１０万円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕及び工事については指定管理者で行うものとする。
（※４）指定管理者の故意又は過失によるものを除く。
（※５）指定管理者が一定の保険に加入するものとする。
（※６）原則として、休業補償は行わない。

箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立箕面文化・交流センター北館（以下「北館」という。）及び箕面市立箕面文化・交流センター南館（以下「南館」という。）の指定管理者である株式会社ハウスビルシステム（以下「乙」という。）は、北館及び南館の管理運営等に関し、箕面市立箕面文化・交流センター条例（平成１７年箕面市条例第３４号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（令和８年箕面市規則第５５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第１章　総　則

（指定管理者の責務）

第１条　乙は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他の関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、北館及び南館を円滑に管理運営しなければならない。

（管理する施設）

第２条　乙が指定管理者として管理を行う北館及び南館の名称、位置、施設の構造、面積、内容は、次のとおりとする。

（１）名　　称：箕面市立箕面文化・交流センター北館
　　所 在 地：箕面市箕面二丁目１２番２８号
　　構　　造：鉄骨造２階建
　　面　　積：敷地面積：９８３㎡、延床面積：５８２㎡
　　施設内容：会議室（４室）、和室、事務所１、事務所２、給湯室、清掃員控室、倉庫、駐車場ほか
　　占用許可部分：行政史料室、子ども活動支援拠点
　　【附属施設】
　　名　　称：箕面市立箕面文化・交流センター野外ステージ（以下「野外ステージ」という。）
　　所 在 地：箕面市箕面一丁目１番１号
　　面　　積：１３６㎡
　　※なお、野外ステージについては、（仮称）新みのおサンプラザ１号館（以

下「新サンプラザ」という。）の開業（令和１０年３月を予定）に伴い、市が別に定める日をもって新サンプラザの指定管理者に管理運営を移管するものとする。

（２）名　　称：箕面市立箕面文化・交流センター南館
所 在 地：箕面市箕面五丁目１０番２３号
構　　造：鉄筋コンクリート造平屋建一部２階建
面　　積：敷地面積　１，９１８㎡、延床面積　９２７㎡
施設内容：会議室（２室）、多目的室（２室）、大会議室、ミーティングルーム、事務所、印刷室、給湯室、清掃員控室、倉庫、広場、プール跡地ほか
占用許可部分：地域福祉活動拠点

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって、北館及び南館を管理しなければならない。

３　乙は、甲が認めた場合を除き、第４条第１項各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）の目的以外に北館及び南館を使用してはならない。

４　乙は、占用許可団体が北館及び南館の当該許可部分を使用していることを踏まえ、当該団体の活動に支障を及ぼさないよう、共用部分の管理その他必要な事項について、甲及び占用許可団体と調整を図るものとする。

（指定期間等）

第３条　この協定による期間（以下「指定期間」という。）は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

２　次条に定める業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　業務の範囲

（業務の範囲）

第４条　乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）条例第２条及び第４条第２項に規定する業務
（２）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務
（３）災害時の対応に関する業務
（４）箕面市公共施設予約システムの利用者登録手続等に関する規則（平成１９

年規則第７６号）第２条第２号に規定する公共施設予約システムを用いた他館の利用に関する業務

（５）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

２　前項の業務を行うにあたっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者募集要項及び箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者業務水準書並びに乙が指定管理者の応募にあたり箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者申込書及びその添付書類に記載した事項（以下これらを「業務水準書等」という。）に定める事項を遵守するものとする。

３　甲及び乙は、業務水準書等の内容について変更すべき理由が生じたときは、甲乙協議の上、その内容の一部を変更することができる。

４　第２条で規定した施設のうち、北館にあっては子ども活動支援拠点、事務所１、行政史料室、南館にあっては地域福祉活動拠点の清掃等維持管理業務の範囲や経費負担等については、甲乙協議の上決定するものとする。

（特別提案及び特定テーマに係る提案の取扱い）

第５条　乙が令和８年(２０２６年)８月３１日付けで提出した「箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者申込書」に記載された特別提案及び特定テーマに係る提案については、次の各号に掲げるものを採用し、乙は、これを実施するものとする。ただし、実施方法等の詳細については、事前に甲の承認を得ることとする。

（１）特別提案

・南館に「まんがLiving」を導入し、まんが文化を通じた子ども支援とコミュニティ形成を図る。

・南館ミーティングルーム及び利用者用コインロッカーを利用者に貸出し、利用料金全額（消費税及び地方消費税を除く。）を市へ納付する。

（２）特定テーマに係る提案

① 施設の利用率向上のための取組み

② 北館駐車場の運用を含む北館のアクセス向上

③ 北館２階事務所１の賃料の提案も含めた効果的な活用

④ （仮称）新みのおサンプラザ１号館との連携

⑤ 南館広場及びプール跡地の活用

⑥ 指定期間中の事業計画

⑦ 施設の適正かつ安定的管理方法

２　前項の特別提案及び特定テーマに係る提案については、甲乙協議の上、実施時期等を別に定める。
３　提案のあった事務所１の賃料に関しては、月額１８０，０００円に消費税及び地方消費税を加えた額とし、乙は甲に対して年度毎に１年分をまとめて支払うものとする。なお、使用許可に係る手続及び条件等については本協定書とは別途行うものとする。
４　提案のあったミーティングルーム及び利用者用コインロッカー利用料金の納付に関しては、乙は甲に対して毎年度終了後速やかに１年分の利用料金収入を通知し、消費税及び地方消費税を除いた金額（１円未満の端数が生じる場合は、小数点第１位を四捨五入。）を甲の指定する納付方法により甲に納付するものとする。
５　第１項各号の特別提案及び特定テーマに係る提案の実施結果及び状況を踏まえ、その後の実施の継続、変更又は中止について、甲乙双方は、協議を申し出ることができる。この場合において、甲乙協議の上、その後の取扱いを定めるものとする。ただし、乙は甲に対して、必要に応じてその代替案を提案することとする。
６　第１項各号の提案の実施に要する費用は、乙の負担とする。

（自主事業）
第６条　乙は、第４条に定める業務の範囲以外に、北館、南館の設置目的の範囲内かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。
２　自主事業に係る経費については、乙の負担とする。また、自主事業の実施による事業収入は乙の収入とする。
３　乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

（野外ステージの予約受付業務）
第７条　乙は、北館の附属施設である野外ステージについて、新サンプラザの指定管理者が指定されるまでの間、利用日が新サンプラザの開業以降となる利用に係るものを含め、利用日にかかわらず、予約受付業務を行うものとする。
２　前項の予約受付業務に係る手続の詳細については、別途甲と協議の上、定めるものとする。
３　新サンプラザの指定管理者指定後の引き継ぎに係る時期及び内容等の詳細については、甲乙協議の上行うものとする。

（野外ステージの利用料金収入の帰属）

第８条　野外ステージの利用料金収入は、利用日が新サンプラザの開業前である場合は乙に、開業後である場合は新サンプラザの指定管理者に帰属するものとする。

第３章　業務の実施

（業務の実施）

第９条　乙は、関係法令等のほか、第２３条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第１０条　乙は、本業務及び自主事業を行うにあたり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、その費用を負担するものとする。当該委託先からさらにその業務の一部を第三者に委託（再々委託）する場合も同様とする。ただし、本業務の全部又は主たる部分を一括して委託してはならない。

（緊急時等の対応）

第１１条　乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、または発生するおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲及び甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

２　乙は、平常時において、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（１）可能な範囲で、従業員又は施設利用者の帰宅が困難になった場合の滞在場所の確保、滞在者のための飲料水、食料、燃料等の物資の備蓄を行うものとする。

（２）従業員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するために、積極的に訓練等を実施するものとする。

３　乙は、災害等の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、本業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。内容については最低年１回確認し、必要に応じて更新を行うものとする。なお、危機管理マニュアルには、以下の事項を記載するものとする。

・施設概要(施設管理者の名前、職員数、利用者数、建物構造、保有設備など)
・施設利用者の安全確保策(避難誘導等)
・開館時間中に発災した(発災する恐れが高まった)場合の対応体制
・閉館時間中に発災した(発災する恐れが高まった)場合の対応体制
・市との緊急連絡体制
・備蓄品等一覧表

４　乙は、市域内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより甲が箕面市災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

５　大規模な災害時に、箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成２４年箕面市条例第１号）第５条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、北館及び南館の管理等を行わなければならない。

６　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙は、甲が別に定める災害時の休館基準に従い、休館その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公益通報等の取扱い）

第１２条　乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成１９年箕面市訓令第５４号）第５条第１項の規定に基づき、本業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

２　乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第７条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

３　その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

４　乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

（情報公開、文書の管理等）

第１３条　乙は、箕面市情報公開条例（平成１７年箕面市条例第２号）の趣旨を踏まえ、積極的に北館及び南館の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

２　乙は、本業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

３　甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めることができる。

４　乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

５　乙は、指定期間の満了その他第４４条に規定する場合には、対象文書について、同条の規定により引き継ぐものとする。

（個人情報等の取扱い）

第１４条　乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和５年訓達第１３号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和５年訓令第２９号）を準用することとする。

２　乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承認を得た場合はこの限りではない。

３　乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

４　乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、甲は乙に当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

５　乙及び乙の従事者（退職者も含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第１７６条、第１８０条及び第１８３条の罰則の適用

を受けるものとする。

（人権研修等の実施）

第１５条　乙は、本業務の従事者が、人権問題及び個人情報保護等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、当該従事者に対し、人権研修及び個人情報保護等本業務の遂行に必要な事項に関する研修を行わなければならない。

（労働安全の確保）

第１６条　乙は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、同施行令（昭和４７年政令第３１８号）、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

（準備行為）

第１７条　乙は、指定期間の開始前において、甲と協議の上、北館及び南館の運営に支障がない範囲において、必要な準備行為を行うことができるものとする。

第４章　備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第１８条　甲は、募集要項と同時に配布した箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館資料集備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸与するものとする。

２　乙は、甲から貸与された備品等を常に良好な状態に保ち、適正に管理するとともに、破損又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

３　乙は、故意又は過失により備品等を毀損又は滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。

（備品等の帰属）

第１９条　前条第１項の備品等は、甲に帰属する。

２　乙は、指定期間中、前条第１項の備品等については業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該

備品等を貸与してはならない。

（乙による備品の購入等）

第２０条　乙は、第１８条に定めるもののほか、業務を行うにあたり必要とする備品を第２９条に規定する指定管理料をもって購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

２　前項により購入した備品は、指定期間中は乙に帰属するものとし、第１８条第１項の貸与備品とは別にこれを管理するものとする。

（施設、設備の改修等）

第２１条　乙は、第２３条に定めるとおり、施設、設備、附属施設、備品等の維持管理計画に、改修等に関する項目を記載し、甲の承認を受けるものとする。

２　乙は、施設、設備、附属施設、備品等に改修等が必要と判断した場合は、速やかに、甲に報告し、甲と協議しなければならない。

３　前項の協議の結果、施設、設備、附属施設、備品等の改修等を甲が承認した場合は、第２２条第１項から第３項に規定する負担上限額の範囲内で、乙が改修等を行うこととし、当該負担上限額を超える場合は、甲が改修等をするものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合は、当該負担上限額の範囲外で乙が改修等を行わなければならない。

４　行政史料室、事務所１、子ども活動支援拠点、地域福祉活動拠点の改修等については、甲が別途定めるものとする。

５　施設、設備の改修等に関して定めのない事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額）

第２２条　指定期間において、乙が負担する備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る負担上限額（消費税及び地方消費税を除く。）は、次表のとおりとする。

令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	合計
1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	1,000,000 円	5,000,000 円

２　指定期間の第２年度以降の一の年度における負担上限額は、前年度における備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が負担上限額に達していない場合、その差額を当該年度の負担上限額に加えた額とする。

３　前各項の規定にかかわらず、一の年度において、備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、当該年度の負担上限額を超える場合は、甲乙協議

の上、当該費用の合計額の範囲内で負担上限額を見直すことができる。なお、当該年度の負担上限額を見直した場合の次年度の負担上限額は、当該年度に係る費用の合計額と見直し前の当該年度負担上限額との差額を第１項に定める次年度の負担上限額から差し引いた金額とする。

４　指定期間満了時に、指定期間中の備品の修繕及び施設、設備の改修等に係る費用の合計額が、第１項の表の合計額に達しない場合は、その差額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額を、甲の指定する期日までに甲に納付するものとする。なお、第３９条から第４１条までの規定により指定を取り消された場合の納付額については別途甲乙協議の上定めるものとする。

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）

第２３条　乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事項を記載した計画書等（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（１）管理運営の基本方針・運営方針

（２）事業（自主事業を含む）概要及び実施時期

（３）人員配置その他体制

（４）管理業務に要する経費及びその内訳（収支計画書）

（５）施設、附属設備等の維持管理計画

（６）緊急時対策、安全管理

（７）再委託する業務

（８）人材育成計画

（９）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（業務報告書等の提出）

第２４条　乙は、業務を実施するにあたっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月１０日までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎年度終了後２か月（指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から６０日）以内に、法第２４４条の２第７項の規定により、当該年度

における北館及び南館の管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を作成し、甲へ提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第２５条　甲は、前条第１項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第２項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する確認のほか、法第２４４条の２第１０項の規定により業務又は経理の状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

３　乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第２６条　甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が業務水準書等の内容を満たしていないと認めるときは、法第２４４条の２第１０項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

２　甲は、乙が第２８条第２項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

３　乙は、前２項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第２７条　乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第７条の規定により１０日以内に甲に届け出なければならない。

（１）法人の名称

（２）法人の所在地

（３）法人の定款その他これに類する書類の記載事項

（４）法人の役員

（５）法人の登記事項証明書その他これに類する書類の記載事項

（６）前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

（評価の実施）

第２８条　乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、

次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

（１）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

（２）利用者の意見等を聴取するための意見交換会の実施

（３）評価の実施に必要な資料の作成

（４）評価の実施時における説明

（５）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

２　乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第６章　指定管理料及び利用料金

（指定管理料）

第２９条　甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税（１円未満の端数が生じる場合は、これを四捨五入する。）を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が業務水準書等の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

業務実施期間	指定管理料（税抜き金額）
令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで	４８，５４６，９０９円
令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで	５０，４５６，０００円
令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで	５０，４５６，０００円
令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日まで	４９，８１９，６３６円
令和１３年４月１日から令和１４年３月３１日まで	４９，８１９，６３６円
合　　計	２４９，０９８，１８１円

２　甲は、第３４条第１項の規定により、乙が乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者に損害を与えたとき又は条例第２２条の規定により、乙が北館及び南館の施設、附属施設等を破損し、滅失したときは、業務が業務水準書等の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

３　前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第３０条　甲は、指定管理料について、次表の各支払月に業務実施期間における消費税及び地方消費税（１円未満の端数が生じる場合は、これを四捨五入する。）を加えた額を、乙の請求により、前金払いで支払うものとする。

支　払　年　月		支　払　額（税抜き金額）	備　考
令和９年度	４月	１２，１３８，９０９円	前金払い
	７月	１２，１３６，０００円	同上
	１０月	１２，１３６，０００円	同上
	１月	１２，１３６，０００円	同上
	合　計	４８，５４６，９０９円	
令和１０年度	４月	１２，６１４，０００円	前金払い
	７月	１２，６１４，０００円	同上
	１０月	１２，６１４，０００円	同上
	１月	１２，６１４，０００円	同上
	合　計	５０，４５６，０００円	
令和１１年度	４月	１２，６１４，０００円	前金払い
	７月	１２，６１４，０００円	同上
	１０月	１２，６１４，０００円	同上
	１月	１２，６１４，０００円	同上
	合　計	５０，４５６，０００円	
令和１２年度	４月	１２，４５７，６３６円	前金払い
	７月	１２，４５４，０００円	同上
	１０月	１２，４５４，０００円	同上
	１月	１２，４５４，０００円	同上
	合　計	４９，８１９，６３６円	
令和１３年度	４月	１２，４５７，６３６円	前金払い
	７月	１２，４５４，０００円	同上
	１０月	１２，４５４，０００円	同上
	１月	１２，４５４，０００円	同上
	合　計	４９，８１９，６３６円	

２　前条第２項の規定により減額する場合、第３８条の規定により業務の一部を免除した場合又はその他指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

（利用料金）

第３１条　甲は、北館及び南館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。ただし、「箕面市立箕面文化・交流センター北館・南館指定管理者申込書」に規定する南館のミーティングルーム及び利用者用コインロッカーに係る利用料金については消費税及び地方消費税を除いた額を翌年度４月末までに甲へ納付するものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。

２　利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

３　利用料金の減免又は還付は、条例第１８条第５項及び第６項並びに規則第１４条及び第１５条の規定により減免し、又は還付するものとする。ただし、規則第１４条第１項第９号の規定により、乙が定める額等については事前に甲と協議するものとする。

第７章　損害賠償及び不測事態

（リスクの分担）

第３２条　北館及び南館の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担区分表」に定めるとおりとする。

２　前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、当該リスクの分担を定めるものとする。

（損害賠償等）

第３３条　乙は、指定管理業務及び自主事業の実施にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　乙は、条例第８条の規定により指定の取消し等をされた場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

（第三者の損害の負担等）

第３４条　乙は、指定管理業務及び自主事業の実施に当たり、乙の責めに帰すべき事由により利用者その他の第三者へ損害を与えたとき、北館及び南館の施設、附

属設備等を破損又は滅失したときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

２　前項の場合において、利用者その他の第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決にあたらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。

３　甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者その他の第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

４　甲が実施する施設の改修等により施設を閉鎖した際に生じた損害については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

５　災害等により甲の関係機関が緊急に施設を利用した際に生じた費用等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

６　甲及び乙は、甲乙いずれの責めにも帰すべき事由がない利用者その他の第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

（賠償責任保険の加入）

第３５条　乙は、指定管理業務及び自主事業の実施にあたり、施設、附属設備等及び利用者その他の第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

（不測事態発生時の対応）

第３６条　乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用の負担等）

第３７条　乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不測事態の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第３８条　前条第２項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

２　乙が不測事態により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第８章　指定期間満了前の指定の取消し等

（指定の取消し等）

第３９条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

（１）第２６条に規定する甲による業務改善の指示に対して、従わなかったとき。

（２）不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

（３）第４条の業務を適正に行うことができなくなったとき。

（４）募集要項の「９　応募の資格」に掲げる要件を満たさなくなったとき。

（５）甲に対して報告義務を怠り、又は虚偽の報告を行ったとき。

（６）業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は目的外に使用したとき。

（７）その他、乙に業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

２　指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

（乙による指定の取消しの申出）

第４０条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の１年以上前までに、甲に申し出なければならない。

２　前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第４１条　甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場

合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うことができる。

（指定管理料の返還）

第４２条　乙は、第３９条から第４１条までの規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

（指定の取消しに係る指定管理料の取扱い）

第４３条　第３９条から第４１条までの規定により指定期間満了前に指定の取消しがあった場合においては、第３０条の規定にかかわらず、甲は、第３３条及び第３４条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第９章　指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引き継ぎ）

第４４条　乙は、指定期間が満了したとき、第３９条から第４１条までの規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたとき、又は甲が必要であると認めたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、次に掲げるものを引き継がなければならない。

（１）業務の実施に伴って作成した業務マニュアル及び収集した情報

（２）第１３条に規定する対象文書

（３）施設ホームページ、イベント情報その他のホームページ情報

（４）利用料金に係る預かり金等

２　乙は、乙のホームページ上に施設ホームページが存在する場合は、速やかに前項第３号の情報を引き継ぎ、利便性が低下しないようにしなければならない。

（原状復帰義務）

第４５条　乙は、指定期間が満了したとき、第３９条から第４１条までの規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として北館及び南館を原状に復帰し、甲

に対して明け渡さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は北館及び南館の原状復帰を行わずに、甲が定める状態で甲に対して明け渡すことができるものとする。

３　原状復帰の際は、施設、設備、機器等が正常に稼働するかどうか等の動作確認を行わなければならない。また、動作確認の結果修繕等が必要な場合は乙の負担にて修繕等を実施しなければならない。

４　第１項の明け渡しの期日（以下「明け渡し期日」という。）は、指定期間が満了したときは指定期間の満了日とし、第３９条から第４１条までの規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは甲が通知により指定する日とする。

（備品等の扱い）

第４６条　乙は、指定期間が満了したとき、又は第３９条から第４１条までの規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

（１）乙は、第１８条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

（２）乙は、第２０条に定める備品については、原則として、甲又は甲が指定する者に対して無償譲渡し、引き継ぎを行うこととし、その他の備品等については、甲乙協議の上、乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。なお、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

（残置物の取扱い）

第４７条　乙は、明け渡し期日を過ぎて残置した乙の動産、工作物等の所有物（以下「残置物」という。）については、その所有権を放棄し、甲が任意に処分することに一切異議を申し立てないものとする。

２　残置物の処分に要した費用は乙の負担とする。

３　残置物の処分について第三者から異論があった場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第１０章　その他

（権利及び義務の譲渡等の禁止）

第４８条　乙は、この協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第４９条　乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

（１）乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

（２）乙が行った利用の許可等の処分に対する不服申立てについては、法第２４４条の４第１項の規定により甲への審査請求となる。なお、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、法第２４４条の４第２項の規定により議会へ諮問した上、当該請求に対する裁決をしなければならない。

（暴力団の排除）

第５０条　乙は、条例第１３条第３号及び第１７条第３号に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

（施設の情報管理）

第５１条　乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、また個人情報保護の観点から、利用者の情報やイベント情報等の業務に係る文書の管理について適切に作成及び保管するものとする。

（協定の変更）

第５２条　業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第５３条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じた

とき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（協定の効力）

第５４条　この協定書は、箕面市議会において、北館及び南館に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものとする。

（裁判管轄）

第５５条　この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年(2026 年)１０月２６日

甲　箕面市西小路四丁目６番１号

箕面市長　原　田　亮印

乙　大阪市北区梅田一丁目２番２－１２００

株式会社ハウスビルシステム

代表取締役　坂　下　芳　史㊞

【別紙】

リスク分担区分表

リスクが生じる原因		リスク分担	
種　類	内　容	市	指定管理者
法令改正※１	法令改正による、施設改修等	○	
物価･人件費の変動	指定後のインフレ、デフレ		○
	協定締結後の大幅又は急激な価格変動 ただし、協定締結時に見込んだ想定額の上昇額又は下落額が1.5%を超える場合をいう。	協議事項	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
利用料金未収	利用料金の未収による収入減		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害		○ ※２
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○ ※２
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引き継ぎに関する費用		○

※１　税法を除く。

※２　一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

箕面市立萱野老人いこいの家の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と一般社団法人福祉サービスよってんか（以下「乙」という。）は、箕面市立萱野老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立老人いこいの家条例（平成１８年箕面市条例第２９号。以下「条例」という。）及び箕面市立老人いこいの家条例施行規則（平成１８年箕面市規則第６４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第１章　総　則

（指定管理者の責務）

第１条　乙は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、いこいの家が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第２条　乙が指定管理者として管理を行ういこいの家の名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（１）施設名称　箕面市立萱野老人いこいの家

（２）所在地　箕面市萱野二丁目１番１４号

（３）構造　鉄筋コンクリート造平屋建

（４）面積　敷地面積４９９㎡、延床面積２５２㎡

（５）施設内容　和室Ⅰ（１８畳）、和室Ⅱ（１８畳）、健康スペース（３６㎡）、ロビー（５５㎡）、事務室、休憩室、湯沸室他

２　乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。

３　箕面市公有財産規則（昭和６０年箕面市規則第３号）第２０条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。

４　乙は、善良なる管理者の注意をもっていこいの家を管理しなければならない。

（指定期間等）

第３条　甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

２　指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　業務の範囲

（業務の範囲）

第４条　乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）条例第２条及び第３条に規定する業務

（２）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

（３）災害時の対応に関する業務

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

２　前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立老人いこいの家指定管理者募集要項（令和８年７月１日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（自主事業）

第５条　乙は、いこいの家の設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第３章　業務の実施

（業務の実施）

第６条　乙は、関係法令等のほか、第１７条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第７条　乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

第８条　乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

２　乙は、緊急事態に備えて、別紙１「緊急時等の対応指針」を遵守の上、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出しなければならない。内容については年１回確認し、情報が古くなっている場合は更新を行うものとする。

３　乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

４　大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成２４年箕面市条例第１号）第５条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）

第９条　乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成１９年箕面市訓令第５４号）第５条第１項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

２　乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第７条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

３　その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第１０条　乙は、箕面市情報公開条例（平成１７年箕面市条例第２号）の趣旨を踏まえ、積極的にいこいの家の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

２　乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

３　甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるも

のとする。

４　乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

５　乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第１１条　乙は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和５年訓達第１３号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和５年訓令第２９号）を準用すること。

２　乙は、条例第１６条の規定を遵守するとともに、別紙2「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙及び乙の従事者（退職者も含む）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第１７６条、第１８０条及び第１８３条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

第１２条　乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（労働安全の確保）

第１３条　乙は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、同施行令（昭和４７年政令第３１８号）、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第４章　備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第１４条　甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸

与するものとする。

２　乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）

第１５条　前条第１項の備品等は、甲に帰属する。

２　乙は、指定期間中、前条第１項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品の購入等）

第１６条　乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

２　前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第１４条第１項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出等）

第１７条　乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支計画書

（３）施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第１８条　乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月１０日までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎年度終了後２ヶ月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から２ヶ月）以内に、法第２４４条の２第７項の規定により、当該年度におけるいこいの家の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。なお、指定管

理期間の第４年度（令和１２年度）における管理経費等の収支状況については、事業報告書の提出に先立ち、甲が指定する日までに、当該年度の収支見込額を算定し、甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第１９条　甲は、前条第１項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第２項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する確認のほか、法第２４４条の２第１０項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。

３　乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第２０条　甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第２４４条の２第１０項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

２　甲は、乙が第２２条第２項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

３　乙は、前２項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第２１条　乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第６条の規定により１０日以内に甲に届け出なければならない。

（１）法人その他の団体の定款その他これらに類する書類

（２）法人その他の団体の役員

（３）法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類

（４）事務所、事業所又は営業所の所在地

（５）業務に関する規程等

（６）非常時の体制

（７）前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

（評価の実施）

第２２条　乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

（１）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

（２）利用者の意見等を聴取するための意見交換会

（３）評価の実施に必要な資料の作成

（４）評価の実施時における説明

（５）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

２　乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第６章　指定管理料及び利用料金等

（指定管理料）

第２３条　甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期　　間	指定管理料（税抜金額）
令和　９年４月１日から令和１０年３月３１日まで	１２，７９８，１８２円
令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで	１３，１６６，３６４円
令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで	１３，５５０，９０９円
令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日まで	１３，９４２，７２７円
令和１３年４月１日から令和１４年３月３１日まで	１４，３４６，３６４円
合　　計	６７，８０４，５４６円

２　甲は、第２６条第１項に規定する乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第１８条に規定する乙がいこいの家の施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

３　前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第２４条　甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間に

おける消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支　払　年　月		支　払　額（税抜金額）	備　考
令和９年度	４月	３，１９９，５４７円	前金払い
	７月	３，１９９，５４５円	同上
	１０月	３，１９９，５４５円	同上
	１月	３，１９９，５４５円	同上
	合　計	１２，７９８，１８２円	
令和１０年度	４月	３，２９１，５９１円	前金払い
	７月	３，２９１，５９１円	同上
	１０月	３，２９１，５９１円	同上
	１月	３，２９１，５９１円	同上
	合　計	１３，１６６，３６４円	
令和１１年度	４月	３，３８７，７２８円	前金払い
	７月	３，３８７，７２７円	同上
	１０月	３，３８７，７２７円	同上
	１月	３，３８７，７２７円	同上
	合　計	１３，５５０，９０９円	
令和１２年度	４月	３，４８５，６８４円	前金払い
	７月	３，４８５，６８１円	同上
	１０月	３，４８５，６８１円	同上
	１月	３，４８５，６８１円	同上
	合　計	１３，９４２，７２７円	
令和１３年度	４月	３，５８６，５９１円	前金払い
	７月	３，５８６，５９１円	同上
	１０月	３，５８６，５９１円	同上
	１月	３，５８６，５９１円	同上
	合　計	１４，３４６，３６４円	

２　前条第２項の規定により減額する場合、第２９条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

第７章　損害賠償及び不測事態

（リスクの分担）

第２５条　いこいの家の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種　類	内　容	市	指定管理者
法令改正（注１）	法令改正による、施設改修等	○	
物価・人件費の変動	協定締結後の物価・人件費の変動		○
	協定締結後の大幅又は急激な価格変動 ただし、協定締結時に見込んだ物価・人件費の上昇額又は下落額が１．５％を超える額をいう。	協議事項	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
施設設備等の損傷(注２)	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
損害賠償(注３)	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク（注３）	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○

	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

（注１）税法を除く。

（注２）消費税込み支払額が１０万円未満の軽易な工事または修繕については、乙が行う。

（注３）一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

２　前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

（損害賠償等）

第２６条　乙は、いこいの家の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

２　前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

３　甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（不測事態発生時の対応）

第２７条　乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用負担等）

第２８条　乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第２９条　前条第２項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

２　乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第８章　指定期間満了前の指定の取消し等

（指定の取消し等）

第３０条　甲は、乙が第２０条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第２４４条の２第１１項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

２　指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

（乙による指定の取消しの申出）

第３１条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の１年以上前までに、甲に申し出なければならない。

２　前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第３２条　甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

（指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い）

第３３条　第３０条から第３２条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第２３条の規定にかかわらず、甲は、第２６条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第９章　指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第３４条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第７条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

（備品等の扱い）

第３５条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第７条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

（１）乙は、第１４条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

（２）第１６条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第１０章　その他

（権利、義務の譲渡の禁止）

第３６条　乙は、条例第１９条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第３７条　乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

（１）乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

（２）乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第２４４条の４第１項の規定により箕面市長への審査請求となる。なお、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会へ諮問した上、当該請求に対する裁決をしなければならない。

（暴力団の排除）

第３８条　乙は、箕面市暴力団排除条例（平成２６年箕面市条例第４４号）第１０条の規定に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

（施設の情報管理）

第３９条　乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、また個人情報保護の観点から、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成及び保管するものとする。

２　指定管理期間満了などで指定管理者が更新となる際、前指定管理者のホームページ上に施設ホームページが存在する場合は、速やかに次期指定管理者へ施設情報やイベント情報などのホームページ情報を引き継ぎ、利用者の利便性が低下しないようにしなければならない。

（協定の変更）

第４０条　業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第４１条　この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（協定の効力）

第４２条　この協定は、箕面市議会でいこいの家に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

（裁判管轄）

第４３条　この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年（2026年）１０月１５日

甲　　箕面市西小路四丁目６番１号
箕面市長　原　田　亮　㊞

乙　　箕面市萱野一丁目８番２０号
一般社団法人福祉サービスよってんか
代表理事　丸　岡　康　一　㊞

【別紙１】

緊急時等の対応指針

１　危機管理マニュアルには、以下の事項を記載するものとする。

・施設概要（施設管理者の名前、職員数、利用者数、建物構造、保有設備など）

・施設利用者の安全確保策（避難誘導等）

・開館（閉館）時間中に発災した（発災する恐れが高まった）場合の対応体制

・甲との緊急連絡体制　　・備蓄品等一覧表

２　平常時の備え

（１）可能な範囲で、従業員又は施設利用者の帰宅が困難になった場合の滞在場所の確保、滞在者のための飲料水、食料、燃料等の物資の備蓄を行うものとする。

（２）従業員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するために、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

３　地震時の対応

（１）開館時間中において、震度５弱以上の地震が発生したときは、事業者及び施設の管理者として、危機管理マニュアルに基づき、施設及び設備の安全確認、障害物の除去、施設利用者の避難誘導、職員の安全確保等の初動対応を行うものとする。また、施設の被害状況等を甲へ報告するとともに、災害対策活動拠点としての準備を行うものとする。

（２）夜間・休館日等の閉館時において、震度５弱以上の地震が発生したときは、２名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うものとする。

（３）災害により施設を休館している間は、１名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力するものとする。

（４）災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で甲が使用できるものとする。

４　風水害時の対応

（１）台風、豪雨等により災害発生の危険が予測される時は、甲の指示に従い、施設閉館後も１名以上の従事者を施設に待機させるものとする。

（２）夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まった時は、甲の指示に従い、１名以上の従事者が施設に参集するものとする。

【別紙２】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

１　乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

３　乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用又は使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。

４　乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。

５　乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

６　本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。

７　乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

８　乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、甲は乙に当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

　また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

箕面市立桜ケ丘老人いこいの家の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と一般社団法人福祉サービスよってんか（以下「乙」という。）は、箕面市立桜ケ丘老人いこいの家（以下「いこいの家」という。）の管理運営に関する事項について、箕面市立老人いこいの家条例（平成１８年箕面市条例第２９号。以下「条例」という。）及び箕面市立老人いこいの家条例施行規則（平成１８年箕面市規則第６４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第1章　総　則

（指定管理者の責務）

第１条　乙は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）その他関係法令及び条例、規則その他関係規定並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、いこいの家が円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第２条　乙が指定管理者として管理を行ういこいの家の名称及び位置並びに施設の構造、面積及び内容は、次のとおりとする。

（１）施設名称　箕面市立桜ケ丘老人いこいの家

（２）所在地　箕面市桜ケ丘四丁目１９番２号

（３）構造　鉄筋コンクリート造平屋建

（４）面積　敷地面積５２３㎡、延床面積２４７㎡

（５）施設内容　和室Ⅰ（２１畳）、和室Ⅱ（１４畳）、健康ホール（３９㎡）、事務室、休憩室、台所他

２　乙は、前項に掲げる施設に関し、日常清掃及び定期的な清掃、法定点検、共用部分及び共用設備の点検及び維持管理、施設、附属設備及び備品類の簡易な修繕並びに光熱水費に係る経費の支払い等を行うものとする。

３　箕面市公有財産規則（昭和６０年箕面市規則第３号）第２０条に規定する行政財産の使用許可部分に関する光熱水費及び清掃に係る経費については、乙、行政財産の使用を許可された者が協議して定めるものとする。

４　乙は、善良なる管理者の注意をもっていこいの家を管理しなければならない。

（指定期間等）

第３条　甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

２　指定管理者が行う業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　業務の範囲

（業務の範囲）

第４条　乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

（１）条例第２条及び第３条に規定する業務

（２）甲又は甲の関係機関が主催する事業への協力に関する業務

（３）災害時の対応に関する業務

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めて定める業務

２　前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、箕面市立老人いこいの家指定管理者募集要項（令和８年７月１日公表。以下「募集要項」という。）に定める事項を遵守するものとする。

（自主事業）

第５条　乙は、いこいの家の設置目的の範囲内で、かつ、業務の実施を妨げない範囲において、自主事業を実施することができる。

第３章　業務の実施

（業務の実施）

第６条　乙は、関係法令等のほか、第１７条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）

第７条　乙は、業務を行うに当たり、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、及び費用を負担するものとする。

（緊急時等の対応）

第８条　乙は、災害等の緊急事態が生じたとき、又は生じるおそれがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は甲の関係機関にその旨を連絡しなければならない。

２　乙は、緊急事態に備えて、別紙１「緊急時等の対応指針」を遵守の上、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出しなければならない。内容については年１回確認し、情報が古くなっている場合は更新を行うものとする。

３　乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、箕面市地域防災計画に定めるところにより甲が災害対策本部を設置したときは、甲又は甲の関係機関の指示に従わなければならない。

４　大規模な災害時に箕面市災害時における特別対応に関する条例（平成２４年箕面市条例第１号）第５条の規定により特別対応の宣言が出されたときは、乙は、同条例の定めるところにより、管理等を行わなければならない。

（公益通報等の報告）

第９条　乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成１９年箕面市訓令第５４号）第５条第１項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。

２　乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第７条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

３　その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第１０条　乙は、箕面市情報公開条例（平成１７年箕面市条例第２号）の趣旨を踏まえ、積極的にいこいの家の管理運営に関する情報の公開に努めなければならない。

２　乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）（以下これらを「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

３　甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書の写しを提出するよう求めるも

のとする。

４　乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による求めを拒むことができない。

５　乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第１１条　乙は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和５年訓達第１３号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和５年訓令第２９号）を準用すること。

２　乙は、条例第１６条の規定を遵守するとともに、別紙2「指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項」を遵守し、業務の履行に際して知り得た個人情報及び行政情報の適切な管理に努めるとともに、知り得た個人情報及び行政情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

３　乙及び乙の従事者（退職者も含む）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第１７６条、第１８０条及び第１８３条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修の実施）

第１２条　乙は、業務に従事する者が人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

（労働安全の確保）

第１３条　乙は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）、同施行令（昭和４７年政令第３１８号）、労働安全衛生規則（昭和４７年労働省令第３２号）、その他労働災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

第４章　備品等の扱い

（甲による備品等の貸与）

第１４条　甲は、募集要項と同時に配布した備品台帳に記載する備品等を、乙に無償で貸

与するものとする。

２　乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）

第１５条　前条第１項の備品等は、甲に帰属する。

２　乙は、指定期間中、前条第１項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品の購入等）

第１６条　乙は、業務を行うに当たり必要とする備品を購入するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

２　前項により購入した備品は乙に帰属するものとし、第１４条第１項の貸与備品台帳とは別にこれを管理するものとする。

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出等）

第１７条　乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる計画書（以下「事業計画書等」という。）を提出し、甲の承認を受けなければならない。

（１）事業計画書

（２）収支計画書

（３）施設、附属設備等の維持管理計画書（改修計画書）

（４）前３号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項に関する計画書

（業務報告書等の提出）

第１８条　乙は、業務を実施するに当たっては、業務日報を備えて常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月１０日までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎年度終了後２ヶ月（指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から２ヶ月）以内に、法第２４４条の２第７項の規定により、当該年度におけるいこいの家の利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他の業務の実施状況が記載された事業報告書を甲に提出しなければならない。なお、指定管

理期間の第４年度（令和１２年度）における管理経費等の収支状況については、事業報告書の提出に先立ち、甲が指定する日までに、当該年度の収支見込額を算定し、甲に提出しなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第１９条　甲は、前条第１項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第２項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況の確認を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する確認のほか、法第２４４条の２第１０項の規定により業務の実施状況又は経理状況を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地について調査することができる。

３　乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第２０条　甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、業務が募集要項の内容を満たしていないと認めるときは、法第２４４条の２第１０項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

２　甲は、乙が第２２条第２項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

３　乙は、前２項の指示を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第２１条　乙は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、条例第６条の規定により１０日以内に甲に届け出なければならない。

（１）法人その他の団体の定款その他これらに類する書類

（２）法人その他の団体の役員

（３）法人その他の団体の登記事項証明書その他これに類する書類

（４）事務所、事業所又は営業所の所在地

（５）業務に関する規程等

（６）非常時の体制

（７）前各号に掲げるもののほか、甲が指定する事項

（評価の実施）

第２２条　乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

（１）利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

（２）利用者の意見等を聴取するための意見交換会

（３）評価の実施に必要な資料の作成

（４）評価の実施時における説明

（５）前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

２　乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第６章　指定管理料及び利用料金等

（指定管理料）

第２３条　甲は、業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料（以下「指定管理料」という。）に業務実施期間における消費税及び地方消費税を加えた額を乙に支払うものとする。ただし、同表の各期間における指定管理料は、業務が募集要項の内容を満たしている場合に満額を支払うものとする。

期　　間	指定管理料（税抜金額）
令和　９年４月１日から令和１０年３月３１日まで	９，３７６，３６４円
令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで	９，７８３，６３６円
令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで	１０，２１５，４５５円
令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日まで	１０，６６１，８１８円
令和１３年４月１日から令和１４年３月３１日まで	１１，１３０，０００円
合　　計	５１，１６７，２７３円

２　甲は、第２６条第１項に規定する乙が乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼした場合又は条例第１８条に規定する乙がいこいの家の施設、附属施設等を破損し、又は滅失した場合は、業務が募集要項の内容を満たしていないものとして、指定管理料を減額することができる。

３　前項に定めるもののほか、やむを得ない事情により指定管理料を変更するときは、甲乙協議により決定するものとする。

（指定管理料の支払）

第２４条　甲は、指定管理料について、乙の請求により、次表の支払額に業務実施期間に

おける消費税及び地方消費税を加えた額を支払うものとする。

支　払　年　月		支　払　額（税抜金額）	備　考
令和９年度	４月	２，３４４，０９１円	前金払い
	７月	２，３４４，０９１円	同上
	１０月	２，３４４，０９１円	同上
	１月	２，３４４，０９１円	同上
	合　計	９，３７６，３６４円	
令和１０年度	４月	２，４４５，９０９円	前金払い
	７月	２，４４５，９０９円	同上
	１０月	２，４４５，９０９円	同上
	１月	２，４４５，９０９円	同上
	合　計	９，７８３，６３６円	
令和１１年度	４月	２，５５３，８６４円	前金払い
	７月	２，５５３，８６４円	同上
	１０月	２，５５３，８６４円	同上
	１月	２，５５３，８６３円	同上
	合　計	１０，２１５，４５５円	
令和１２年度	４月	２，６６５，４５５円	前金払い
	７月	２，６６５，４５５円	同上
	１０月	２，６６５，４５４円	同上
	１月	２，６６５，４５４円	同上
	合　計	１０，６６１，８１８円	
令和１３年度	４月	２，７８２，５００円	前金払い
	７月	２，７８２，５００円	同上
	１０月	２，７８２，５００円	同上
	１月	２，７８２，５００円	同上
	合　計	１１，１３０，０００円	

２　前条第２項の規定により減額する場合、第２９条の規定により業務の一部を免除した場合その他の指定管理料を減額する理由がある場合は、年度末において精算するものとする。

第７章　損害賠償及び不測事態

（リスクの分担）

第２５条　いこいの家の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。）の分担については、この協定に定めるもののほか、次に掲げる表に定めるとおりとする。

リスクが生じる原因		リスク負担	
種　類	内　容	市	指定管理者
法令改正（注１）	法令改正による、施設改修等	○	
物価・人件費の変動	協定締結後の物価・人件費の変動		○
	協定締結後の大幅又は急激な価格変動 ただし、協定締結時に見込んだ物価・人件費の上昇額又は下落額が１．５％を超える額をいう。	協議事項	
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用変動	当初の利用見込みと異なる状況		○
施設設備等の損傷（注２）	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
損害賠償（注３）	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う使用者及び入館者への損害（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク（注３）	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	設置上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク（不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○

	不可抗力による事業の中止・遅延	協議事項	
その他	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	必要な資金の確保		○
	管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○

（注１）税法を除く。

（注２）消費税込み支払額が１０万円未満の軽易な工事または修繕については、乙が行う。

（注３）一定のリスクに対応できる保険に加入するものとする。

２　前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

（損害賠償等）

第２６条　乙は、いこいの家の管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

２　前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たる。ただし、前項ただし書により甲の負担となった場合を除く。

３　甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（不測事態発生時の対応）

第２７条　乙は、不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用負担等）

第２８条　乙は、不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受け取ったときは、書面の内容の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第２９条　前条第２項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度においてこの協定に定める業務を免れるものとする。

２　乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合において、甲は、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。

第８章　指定期間満了前の指定の取消し等

（指定の取消し等）

第３０条　甲は、乙が第２０条に規定する甲による業務の改善の指示に従わないときは、法第２４４条の２第１１項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

２　指定の取消し又は業務の停止処分が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。

（乙による指定の取消しの申出）

第３１条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の１年以上前までに、甲に申し出なければならない。

２　前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第３２条　甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　前項の協議の結果、やむを得ないと判断するときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

（指定期間満了前の指定取消しの場合の取扱い）

第３３条　第３０条から第３２条までの規定により指定期間の満了前に指定の取消しがあった場合においては、第２３条の規定にかかわらず、甲は、第２６条に定める額を除き、日割計算により指定管理料を支払うものとする。

第９章　指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引継ぎ）

第３４条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第７条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、市民サービスの低下を招かないように、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

（備品等の扱い）

第３５条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第７条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、備品等を次のとおり扱うものとする。

（１）乙は、第１４条に定める備品等については、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

（２）第１６条に定める備品については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合においては、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引継ぎを行うことができるものとする。

第１０章　その他

（権利、義務の譲渡の禁止）

第３６条　乙は、条例第１９条の規定により譲渡等を禁止された範囲を除き、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）

第３７条　乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。

（１）乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。

（２）乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第２４４条の４第１項の規定により箕面市長への審査請求となる。なお、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会へ諮問した上、当該請求に対する裁決をしなければならない。

（暴力団の排除）

第３８条　乙は、箕面市暴力団排除条例（平成２６年箕面市条例第４４号）第１０条の規定に基づき、暴力団の利益になる施設の利用を制限する努めを負うものとする。

（施設の情報管理）

第３９条　乙は、甲の事務事業の一端を担っている性質上、また個人情報保護の観点から、利用者の情報やイベント情報等の業務にかかる文書の管理について適切に作成及び保管するものとする。

２　指定管理期間満了などで指定管理者が更新となる際、前指定管理者のホームページ上に施設ホームページが存在する場合は、速やかに次期指定管理者へ施設情報やイベント情報などのホームページ情報を引き継ぎ、利用者の利便性が低下しないようにしなければならない。

（協定の変更）

第４０条　業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、この協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）

第４１条　この協定及び募集要項に定めのない事項又はこの協定及び募集要項の解釈について疑義が生じたとき、若しくはこの協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（協定の効力）

第４２条　この協定は、箕面市議会でいこいの家に係る「指定管理者の指定の件」が可決されたときに、協定としての効力を生ずるものとする。

（裁判管轄）

第４３条　この協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年（2026 年）１０月１５日

甲　　箕面市西小路四丁目６番１号
箕面市長　原　田　亮　㊞

乙　　箕面市萱野一丁目８番２０号
一般社団法人福祉サービスよってんか
代表理事　丸　岡　康　一　㊞

【別紙１】

緊急時等の対応指針

１　危機管理マニュアルには、以下の事項を記載するものとする。

・施設概要（施設管理者の名前、職員数、利用者数、建物構造、保有設備など）

・施設利用者の安全確保策（避難誘導等）

・開館（閉館）時間中に発災した（発災する恐れが高まった）場合の対応体制

・甲との緊急連絡体制　　・備蓄品等一覧表

２　平常時の備え

（１）可能な範囲で、従業員又は施設利用者の帰宅が困難になった場合の滞在場所の確保、滞在者のための飲料水、食料、燃料等の物資の備蓄を行うものとする。

（２）従業員等が災害時等の対応に関する知識又は技術を習得するために、積極的に防災訓練等を実施するものとする。

３　地震時の対応

（１）開館時間中において、震度５弱以上の地震が発生したときは、事業者及び施設の管理者として、危機管理マニュアルに基づき、施設及び設備の安全確認、障害物の除去、施設利用者の避難誘導、職員の安全確保等の初動対応を行うものとする。また、施設の被害状況等を甲へ報告するとともに、災害対策活動拠点としての準備を行うものとする。

（２）夜間・休館日等の閉館時において、震度５弱以上の地震が発生したときは、２名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うものとする。

（３）災害により施設を休館している間は、１名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力するものとする。

（４）災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で甲が使用できるものとする。

４　風水害時の対応

（１）台風、豪雨等により災害発生の危険が予測される時は、甲の指示に従い、施設閉館後も１名以上の従事者を施設に待機させるものとする。

（２）夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まった時は、甲の指示に従い、１名以上の従事者が施設に参集するものとする。

【別紙２】

指定管理者における個人情報の取扱いに関する事項

１　乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。

３　乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用又は使用してはならず、またこれらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。

４　乙及び従事者は、この協定に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。

５　乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

６　本業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。

７　乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

８　乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、甲は乙に当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

　また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場の指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立かやの第一駐輪場、箕面市立かやの第二駐輪場及び箕面市立かやの第三駐輪場（以下「駐輪場」という。）の指定管理者であるサイカパーキング株式会社（以下「乙」という。）は、駐輪場の管理運営等に関し、箕面市立駐車場条例（平成２５年箕面市条例第１７号。以下「条例」という。）及び箕面市立駐車場条例施行規則（平成２５年箕面市規則第３２号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

第１章　総　則

（指定管理者指定の意義）

第１条　甲及び乙は、駐輪場の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって、商業の振興及び市街地の健全な発展を促進し、地域の活性化を図ることにあることを確認する。

（管理の基準）

第２条　乙は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という）その他関係法令、条例、規則、その他関係規程並びにこの協定に定めるところに則り、信義に従い誠実にこれを履行し、駐輪場を円滑に管理運営しなければならない。

（管理する施設）

第３条　乙が指定管理者として管理を行う駐輪場の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
箕面市立かやの第一駐輪場	箕面市西宿一丁目３番１号
箕面市立かやの第二駐輪場	箕面市萱野二丁目５番３０号
箕面市立かやの第三駐輪場	箕面市萱野四丁目３番３３号

２　乙は、善良なる管理者の注意をもって駐輪場を管理しなければならない。

（指定期間等）

第４条　甲が、乙を指定管理者として指定する期間は、令和９年４月１日から令和１４年３月３１日までとする。

２　次条に定める業務に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第２章　業務の範囲

（業務の範囲）

第５条　乙は、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　条例第３条各号に掲げる事業の実施に関すること。

⑵　条例第６条第２項第２号に規定する駐輪場の施設、附属設備等の維持管理に関すること

⑶　災害時の対応に関する業務

⑷　その他甲が必要と認める業務

２　前項の業務（以下単に「業務」という。）を行うに当たっては、この協定に定める事項のほか、「箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場を一体的に運営する事業者の募集について」及び「箕面市立かやの第一・第二・第三駐輪場指定管理業務に係る要求水準書」に定める事項並びに乙が指定管理者の募集にて応募（提案）書類に記載した事項（以下「要求水準書等」という。）を遵守するものとする。

３　甲及び乙は、要求水準書等の内容について変更すべき理由が生じたときは、協議の上、要求水準書等の一部を改正することができる。

（業務の範囲の変更）

第６条　甲又は乙は、必要と認めるときは、相手方に対する通知をもって業務の範囲の変更を求めることができる。

２　甲又は乙は、前項の通知を受けたときは、協議に応じなければならない。

３　業務の範囲の変更については、前項の協議において決定し、書面により合意するものとする。

４　甲及び乙は、前項の決定を行ったときは、当該決定を円滑に履行できるよう、速やかに、所要の措置を講じなければならない。

（自主事業）

第７条　乙は、第５条に定める業務の範囲以外に、業務の実施を妨げない範囲において、条例の趣旨に基づき、まちづくりへの貢献として、駐輪場周辺地域の活性化に資するための自主事業を実施することができる。

２　自主事業の実施にかかる経費は乙が負担するものとし、事業収入は、乙の収入として収受させるものとする。

３　乙は、自主事業を実施する場合は、事前に甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

（原状変更等の承認）

第８条　乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

⑴　管理物件の原状を変更しようとするとき。

⑵　施設、設備等を改良しようとするとき。
⑶　新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

第３章　業務の実施

（業務の実施）
第９条　乙は、本協定、条例、関係法令等のほか、第２０条に規定する事業計画書等に従って業務を実施するものとする。

（第三者への委託）
第１０条　乙は、業務及び自主事業を行うに当たり、必要と認めるときは、あらかじめ書面により甲の承認を得て、業務の一部を第三者に委託することができる。この場合において、乙は、当該委託に関して全ての責任を負い、その費用を負担するものとする。当該委託先からさらに業務の一部を第三者に委託する（再々委託する）場合も同様とする。

（緊急時等の対応）
第１１条　乙は、駐輪場において災害等により緊急事態が生じたとき、又は生じる恐れがあると判断したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲又は関係機関にその旨を連絡しなければならない。
２　乙は、前項の緊急事態に備えて、防災対策、防犯対策等の危機管理マニュアルを作成し、業務の従事者に周知するとともに、甲にその写しを提出するものとする。内容については最低年１回確認し、必要に応じて更新を行うものとする。
３　乙は、市域内で災害が発生し、又は災害が発生する恐れがあると甲が判断した場合は、駐輪場の利用及び管理について甲又は関係機関の指示に従わなければならない。
４　乙は、市域内で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、箕面市地域防災計画の定めるところにより甲が箕面市災害対策本部を設置したときは、甲の指示に従わなければならない。

（公益通報等の報告）
第１２条　乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱（平成１９年箕面市訓令第５４号）第５条第１項の規定に基づき、業務及び自主事業について通報窓口に公益通報をすることができる。
２　乙の役員又は乙の従業員は、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第７条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
３　その他、公益通報等の取扱いに関しては、箕面市職員等の公益通報に関する要綱の規定に基づき処理を行うものとする。

（情報公開、文書の管理等）

第１３条　乙は、箕面市情報公開条例（平成１７年箕面市条例第２号）の趣旨を踏まえ、積極的に駐輪場の管理に関する情報の公開に努めなければならない。

２　乙は、業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面（写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。）について、適正に管理し、保存しなければならない。

３　甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示の申出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するよう求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

４　乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第１４条　乙は、業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。）を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和５年訓達第１３号）（以下「保護管理要綱」という。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和５年訓令第２９号）を準用すること。

２　乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

３　乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

４　乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

５　乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第１７６条、第１８０条及び第１８３条等の罰則規定の適用を受けるものとする。

（人権研修等の実施）
第１５条　乙は、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護等について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう、必要な研修等を行うものとする。

（準備行為）
第１６条　乙は、指定期間の開始前において、甲と協議の上、駐輪場の運営に支障がない範囲において必要な準備行為を行うことができるものとする。

第４章　備品等の取扱い

（甲による備品等の貸与）
第１７条　甲は、駐輪場に既設の甲が所有する備品等を乙に無償で貸与するものとする。
２　乙は、甲から貸与された備品等を適正に管理するとともに、破損し、又は滅失した場合は、速やかにその状況を甲に報告し、原状回復しなければならない。

（備品等の帰属）
第１８条　前条第１項の備品等は、甲に帰属する。
２　乙は、指定期間中、前条第１項の備品等を業務を履行するためにのみ利用するものとし、第三者に当該備品等に係る権利を譲渡し、又は業務外で当該備品等を貸与してはならない。

（乙による備品等の購入等）
第１９条　乙は、第１７条に定めるもののほか、業務を行うに当たり、必要な備品等を購入又は調達することができる。
２　乙が購入又は調達した備品の所有権は、乙に帰属するものとし、第１７条第１項の備品等とは別にこれを管理するものとする。

第５章　業務実施に係る甲の確認事項

（事業計画書等の提出）
第２０条　乙は、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる項目を記載した事業計画書等を提出し、甲の承認を受けなければならない。
⑴　管理運営の基本方針・運営方針
⑵　管理運営体制
⑶　業務内容・サービス内容
⑷　施設の維持管理計画（改修計画含む）
⑸　収支計画

⑹　自主事業の実施計画
⑺　緊急時対策、安全管理
⑻　法令遵守・個人情報保護
⑼　再委託する業務
⑽　人材育成計画
⑾　前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

２　甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（業務報告書等の提出）

第２１条　乙は、第９条の規定に基づき業務を実施するに当たっては、業務日報を備え常に施設利用状況等を把握するとともに、毎月の業務実施状況や利用状況を業務報告書としてとりまとめ、翌月１０日（休日の場合は翌営業日）までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、毎年度終了後３０日（指定管理者の指定が取り消された場合にあっては、その取り消された日から３０日）以内に、法第２４４条の２第７項の規定により、駐輪場の管理運営業務の実施状況、利用状況、利用料金収入の実績、管理経費等の収支状況その他乙による管理の実態を把握するために必要な事項が記載された事業報告書を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

（甲による業務実施状況の確認）

第２２条　甲は、前条第１項の規定により乙が提出した業務報告書及び同条第２項の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙が行う業務の実施状況等の確認を行うものとする。

２　甲は、前項に規定する確認のほか、法第２４４条の２第１０項の規定により業務の実施状況等を確認することを目的として、随時、乙に対して必要な報告を求め、又は実地に調査することができる。

３　乙は、甲から前項の規定による報告の徴収又は実地調査を行う通知を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

（甲による業務の改善の指示）

第２３条　甲は、前条の規定による報告の徴収又は実地調査の結果、乙による業務の実施が要求水準書等の内容を満たしていないと合理的に認められるときは、法第２４４条の２第１０項の規定により乙に対して業務の改善を指示するものとする。

２　甲は、乙が第２５条第２項の規定による必要な措置を講じなかったときは、前項に規定する業務の改善を指示することができる。

３　乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（重要事項の変更の届出）

第２４条　乙は、その名称、所在地、定款、役員、登記事項証明書その他甲が必要と認める事項に変更が生じたときは、条例第９条の規定により当該変更のあった日から１０日以内に甲に届け出なければならない。

（評価の実施）

第２５条　乙は、甲が業務の実施状況についての評価を実施しようとするときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

⑴　利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

⑵　利用者の意見等を聴取するための意見交換会

⑶　評価の実施に必要な資料の作成

⑷　評価の実施時における説明

⑸　前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

２　乙は、業務の実施状況について甲が行った評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第６章　市への納付金及び利用料金

（市への納付金）

第２６条　乙は、利用料金による収入のうち、次の表に定める額を基本納付金として毎年度、甲に納付するものとする。

業務実施期間	納付金
令和　９年４月１日から令和１０年３月３１日	６，０００千円
令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日	６，０００千円
令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日	６，０００千円
令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日	６，０００千円
令和１３年４月１日から令和１４年３月３１日	６，０００千円

２　乙は、各年度において、自主事業を除いた利用料金等収入実績額から、事業運営に要した経費を差し引いた額（以下、「黒字額」という。）が正の値となった場合は、前項の基本納付金に加え、当該黒字額の５０％に相当する額を追加納付金として甲に納付するものとする。

３　事業運営に要した経費とは、次に掲げる経費とする。

（１）本業務に従事する職員の人件費及び法定福利費

（２）本業務の実施に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費及び事務用品費

（３）本業務に係る光熱水費、保守点検費、清掃費、警備費及び設備管理費

（４）本業務に係る修繕費その他施設及び設備の維持管理に必要な経費のうち、

協定その他の定めにより乙が負担するもの
（５）本業務の実施に必要な保険料、使用料、賃借料、手数料及び委託料
（６）本業務の実施に直接必要となるその他の経費
（７）前各号に掲げる経費のほか、本業務の実施に必要な間接経費のうち、合理的かつ客観的な基準により本業務に配賦され、その算定根拠を明らかにできるもの
４　第６条の規定による業務の範囲の変更、関係法令の改正に伴う経費の変更その他やむを得ない事情により甲への納付金額を変更するときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

（支払方法）
第２７条　乙は、前条第１項に規定する基本納付金を毎年度１０月末日までに、甲に納付するものとする。
２　乙は、前条第２項に規定する追加納付金が生じた場合は、当該年度の翌年度４月末日までに、その算定根拠となる資料を添えて書面により甲に報告し、甲の承認を受けなければならない。
３　乙は、前項に規定する甲の承認を受けた後、追加納付金を甲が指定する期日までに、甲に納付するものとする。

（利用料金）
第２８条　甲は、乙に駐輪場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を乙の収入として収受させるものとする。なお、指定期間の満了後において、指定期間中の利用に係る未収利用料金は、乙に帰属する。
２　利用料金の額は、乙があらかじめ甲の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
３　利用料金の減免又は還付は、条例第１６条第５項及び第６項並びに規則第９条及び第１０条の規定により減免し、又は還付するものとし、規則第９条５号の規定により乙が定める額等については、事前に甲と協議するものとする。

第７章　損害賠償及び不測事態

（リスクの分担）
第２９条　駐輪場の管理に伴うリスク（予測できない危険及び責任の負担をいう。以下同じ。）の分担については、この協定に定めるもののほか、別紙「リスク分担表」に定めるとおりとする。
２　前項に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して、当該リスクの分担を定めるものとする。

（損害賠償等）

第３０条　乙は、駐輪場の管理に伴い、乙の責に帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、当該賠償のうち甲の責に帰すべき事由により生じた賠償については、甲が負担するものとする。

２　前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用負担において解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書の規定により甲の負担とするものとされた場合を除く。

３　甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

４　甲及び乙は、甲乙いずれに責に帰すべき事由があるか不明又はいずれにも責に帰すべき事由がない利用者又は第三者に関する事故、損害等については、甲乙協議の上対応を行うものとする。

（賠償責任保険の加入）

第３１条　乙は、業務の実施に当たり、駐輪場の施設、附属設備等及び利用者や第三者の身体又は財物に対する施設賠償責任保険に加入しなければならない。あわせて、保険証券等の写しを甲に提出するものとする。

（不測事態発生時の対応）

第３２条　乙は、駐輪場の管理運営に係る不測事態が発生した場合において、不測事態の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不測事態により発生する損害、損失又は増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不測事態によって発生した費用負担等）

第３３条　乙は、駐輪場の管理運営に係る不測事態の発生に起因して乙に損害、損失又は増加費用が発生した場合は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

２　甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議の上、不可抗力の判定、費用負担等を決定するものとする。

（不測事態による業務実施の免除）

第３４条　前条第２項に定める協議の結果、不測事態の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不測事態により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。

第８章　指定期間満了前の指定の取消し等

（業務の継続が困難となった場合の措置等）

第３５条　乙は、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

２　甲は、乙の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、乙に対して法第２４４条の２第１０項の規定により改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

３　乙は、前各項の指示を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

４　不可抗力その他甲又は乙の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、業務の継続の可否について、甲乙協議するものとする。

（指定の取消し等）

第３６条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

⑴　乙が第２０条の規定による事業計画書等、第２１条の規定による業務報告書等を提出せず、第２２条の規定による報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

⑵　乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に基づく甲の指示に従わないとき。

⑶　乙が前条第２項の規定による改善等を期間内に行うことができなかったとき。

⑷　乙が関係法令、条例及び規則又はこの協定の規定に違反したとき。

⑸　乙が次のいずれかに該当するに至ったとき。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、甲における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

イ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている法人等

ウ　箕面市から入札参加停止措置を受けている法人等

エ　法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している法人等

オ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

カ　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人等

キ　その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事

実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である法人等

⑹　乙の経営状況の悪化等により、業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

⑺　乙が、組織的な違法行為を行った場合など、乙に業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。

⑻　不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

⑼　その他乙に業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。

２　前項の規定による指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じても、甲はその賠償の責を負わない。

（乙による指定の取消しの申出）

第３７条　乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、管理を行わないこととなる日の１年以上前までに、甲に申し出なければならない。

２　前項の規定による指定の辞退により甲に損害が生じたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

（不測事態による指定の取消し）

第３８条　甲又は乙は、不測事態の発生により、業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　前項の協議の結果、やむを得ないと判断されるときは、甲は、指定の取消しを行うものとする。

第９章　指定期間満了等の取扱い

（次期指定管理者等への引き継ぎ）

第３９条　乙は、指定期間が満了したとき又は条例第１０条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示するところにより、サービスの低下を招かないよう、甲又は甲が指定する者に対し、業務の実施に伴って収集した情報、作成した業務マニュアル、事業ノウハウ等を含めて事務を引き継がなければならない。

２　前項に規定する引き継ぎに要する費用は、乙又は甲が指定する者の負担とする。

（原状回復義務）

第４０条　乙は、指定期間が満了した日又は条例第１０条の規定により指定を取り消された日から起算して３０日を超えない範囲内で甲が指定する日（以下「明渡

日」という。）までに、指定開始日を基準として駐輪場を原状に回復し、甲に対して駐輪場を明け渡さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙は、駐輪場の原状回復は行わずに、甲が指定する状態で甲に対して駐輪場を明け渡すことができるものとする。

３　乙は、原状回復後、施設及び設備が正常に稼働すること等を確認しなければならない。確認の結果、修繕等が必要と認められる場合は、乙の責任及び費用負担により必要な措置を講じるものとする。

（引渡し水準等）

第４１条　乙は、甲への引渡し時において、施設及び設備について、要求水準書等に定める性能及び機能を維持し、通常の使用に支障がなく、著しい損傷がない状態で甲へ引き渡すものとする。このため、乙は、指定期間の満了日の６か月前までに施設及び設備の状態を点検し、その結果を甲に報告しなければならない。この場合において、乙は、自己の責任及び費用負担により、製造メーカーその他専門的な知識及び技術を有する者による検査を受けなければならない。

２　乙は、施設及び設備のうち、経年劣化等により、要求水準書等に定める性能若しくは機能を満たさないもの又は安全かつ正常な使用に支障があるものについて、指定期間の満了までに、自己の責任及び費用負担により必要な修繕、更新その他の措置を講じたうえで、甲に引渡すものとする。

３　乙は、施設及び設備の引渡しにあたり、甲と協議のうえ定めた日程により、甲の立会いのもと、施設及び設備の状態について確認を受けなければならない。この確認の結果、修繕等が必要と認められた場合は、乙は、甲と協議のうえ定める期間までに、必要な措置を講じ、甲の確認を受けなければならない。

（備品等の引き継ぎ等）

第４２条　乙は、明渡日までに、備品等について次のとおり取り扱うものとする。

⑴　乙は、第１７条に定める備品等について、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐものとする。

⑵　第１９条に定める備品等については、原則として乙が自己の責任及び費用負担により撤去するものとする。ただし、甲乙協議のうえ合意した場合は、乙は、当該備品等を甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

（残置物の取扱い）

第４３条　乙は、明渡日を過ぎても駐輪場内に残置した乙の動産、工作物等の所有物（以下「残置物」という。）について、甲が指定する期限までに撤去しなければならない。乙が当該期限までに撤去しない場合は、甲は、残置物を処分することができるものとする。

２　前項の規定により、甲が残置物を処分した場合、その処分に要した費用は、乙の負担とする。
３　残置物の処分について第三者から異議があった場合は、乙の責任及び費用負担においてこれを解決するものとする。

第１０章　その他

（権利、義務の譲渡の禁止）
第４４条　乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りでない。

（苦情等への対応）
第４５条　乙は、利用者からの苦情等については、原則として次のように対応する。
⑴　乙が行ったサービス内容の苦情等については、乙が処理対応を行い、甲への連絡及び報告を行うものとする。また、必要な場合は、甲も処理対応を行うものとする。
⑵　乙が行った利用承認・不承認に対する不服申立てについては、法第２４４条の４第１項の規定により甲への審査請求となる。

（協定の変更）
第４６条　業務に関し、業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

（疑義の解釈）
第４７条　本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲乙協議により、定めるものとする。

（裁判管轄）
第４８条　本協定に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（協定の効力）
第４９条　この協定書は、箕面市議会において、駐輪場に係る「指定管理者の指定の件」について議決を得て効力を生ずるものとする。議決が得られなかったとき（否決の議決を含む。）は、それまでの甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害賠償その他一切の請求は行わないものする。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年（２０２６年）　１０月　２３日

甲　　箕面市西小路四丁目６番１号
箕面市長　　原　田　亮印

乙　　東京都中央区日本橋小網町７番２号
サイカパーキング株式会社
代表取締役　　森　井　清㊞

【別紙】リスク分担表

種類	項目	指定管理者	市
法令改正	本事業に直接影響のある法令等の変更	協議事項	
物価変動	物価、金利の変動	○	
運営費の膨張	人件費等を原因とする運営費の膨張	○	
利用変動	施設競合、需要変動	○	
利用料金未収	利用料金の未収による収入減	○	
施設設備等	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷	○	
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷 （不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
	1件40万円（税別）以下の突発的な施設及び設備の修繕	○	
	1件40万円（税別）を超える突発的な施設及び設備の修繕		○
損害賠償	運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 （管理瑕疵）	○ ※	
	施設の設置上の不備において第三者に損害を与えた場合 （設置瑕疵）		○
	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による 事故や火災等に伴う利用者への損害	○ ※	
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による 事故や火災等に伴う利用者への損害 （不可抗力によるものを含む。）	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による 事故や火災等による臨時休業等に伴う運営リスク （管理瑕疵）	○ ※	
	施設設置者の責任による事業の中止・遅延		○
	指定管理者の責任による事業の中止・遅延	○	
	不可抗力による事業の中止・遅延 （原則休業補償は行わない）	協議事項	
その他	応募コスト	○	
	施設管理に必要な資金の確保	○	
	管理業務開始前の業務引き継ぎに関するコスト	○	
	指定管理者の事業放棄・破綻	○	

※　一定のリスクに対応できる保険に指定管理者が加入するものとします。